

2026年6月1日

2026年度 海外における営業秘密漏えい対策支援事業 事業概要・応募要領

日本貿易振興機構（ジェトロ）
知的財産課

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、経済産業省受託事業として中国（本土）、タイ、ベトナム、インドネシアにおいて「海外における営業秘密漏えい対策支援事業」を実施します。事業概要および応募要領は下記のとおりです。

記

1. 事業目的

海外ビジネスを展開する企業にとって、自社の経営や技術等に関する情報、とりわけ秘匿性が高い技術情報や顧客情報などの「営業秘密」が漏洩すると経営に深刻な被害を受けることから、営業秘密を保護するための体制が極めて重要となります。特に海外においては、商習慣や労働市場の流動性等など日本とは異なるビジネス環境が異なる上、人的資源や予算にも限りがある中で営業秘密保護の体制を整え、実践することが必要不可欠です。

そこでジェトロでは、中国（本土）、タイ、ベトナム、インドネシアにおいて、日本企業が海外拠点で営業秘密の管理体制を導入するための支援を目的として各国の現地専門家による各種コンサルテーションや研修を行います。

2. 事業概要

本事業では、後述の「(A) 専門家による管理職向けコンサルテーション」と「(B) 専門家による管理職・社員向け研修」の2種類のサービスを、面談（WEB会議を含む）・電話・E-mailを通じて提供します。また、コンサルテーションおよび研修の終了後にフォローアップ面談を行います。

なお、本事業でのサービスを提供した企業の方の事例を広く日本企業の方に役立てていただくことを目的に、終了後（営業秘密管理体制導入後）、ジェトロのウェブサイト等を通じて [ご利用企業の声](#) を紹介させていただく場合があります。

(A) 専門家による管理職向けコンサルテーション

営業秘密管理体制の導入を目的として管理職の方を対象に、営業秘密の特定や管理状況のチェックから社内規定や管理体制の導入に至るまで、ジェトロが事業

実施対象国で委託している専門家（現地の法律事務所等）より、コンサルテーションサービスを無料にて提供します。

なお、コンサルテーション可能な項目は、当サイトの Step04「海外における営業秘密漏えい対策支援事業ジェットロの提供するサービス内容」を参照ください。

（B）専門家による管理職・社員向け研修

ジェットロが委託する専門家より、営業秘密の重要性や法的責任等について、社内向けの研修を実施します。

3. 支援対象

- ①日本企業：中国（本土）、タイ、ベトナム、インドネシアに現地法人・工場・駐在員事務所を有している、あるいは予定している日本企業
- ②現地拠点：上記4カ国において日本企業の出資を受けている現地法人または日本企業の工場・駐在員事務所¹

4. 応募条件

上記支援対象に該当する日本企業、日本企業の出資を受ける現地法人または日本企業の工場・駐在員事務所（以下、「現地拠点」）であることに加え、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 現地拠点に対するサービス提供を日本側（日本企業）から申請する場合、当該現地拠点が本サービスを受けることを希望していること。
- ・ 事業終了後、アンケートおよびジェットロのウェブサイトなどで本事業の広報（事例紹介など）に協力することに同意すること。

5. 支援時間・期間

- ・ 支援1件あたりのコンサルテーションの時間は23時間までとします。複数国への応募、中国本土における複数地域での応募も可能です。その場合、支援を希望する国あるいは中国本土の地域ごとに書類をご提出ください。
- ・ 上記時間数には、面談（WEB会議を含む）・電話・E-mail等での対応、契約書、規則類のレビュー、資料作成、研修会での講演、支援後のフォローアップ面談の時間が含まれます。専門家の出張に要する時間は含まないものとします。
- ・ 支援期間は採択後から2027年2月5日（金）までです。

※現地休日の事情により、支援期間が上記より早く終了することがあります。

¹サービス提供の態様に依りて、現地拠点だけでなく日本企業の管理職・社員も研修・コンサルテーションに参加可能です。

6. お申し込みから、採択、サービス提供までの流れ

(お申し込み)

所定の申請書に必要事項を記入、捺印の上、PDF に変換したファイルをジェトロ知的財産課 (CHIZAI@jetro.go.jp) 宛に E-mail にてお送りください。お申し込み順に審査を進め、順次採択します。予定採択件数に達した時点で受け付けを締め切りますので、お早めにお申し込みください。

(案件審査の流れおよび採択予定件数)

「申込書」を受領後、ジェトロより受領確認の連絡をします。その後、営業秘密管理体制導入の検討状況等を伺い、申請要件を充足しているかなどを審査した上で、改めて採否を連絡します。採択件数は、中国（本土）、タイ、ベトナム、インドネシアの4カ国で計15件程度を予定しています。

(採択後)

保有情報リスト（様式1）および情報管理体制セルフチェックシート（様式2）にご記入の上、ジェトロに提出ください。

(サービス提供までの流れ)

ジェトロが委託する専門家よりご連絡の上、「ジェトロが提供するサービス内容」を基に本事業のサービス内容を説明いたします。ご提出いただいた保有情報リストおよび営業秘密管理体制セルフチェックシートに基づき、専門家と協議の上、依頼内容の選定と、想定される必要時間数の確認をお願いいたします。その後、本事業の利用者、ジェトロ、専門家にて、サービス内容の詳細および実施時期を確定の上で実施します。

7. 費用

本事業に基づきジェトロが提供するサービスについては無料です。各社で営業秘密管理のために必要となる社内措置の導入に係る費用は、各社にてご負担ください。

8. お問合せ・お申込み先

日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産課 （担当：阿部、高野、奥本、市原）
住所 : 〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL : +81-3-3582-5198
E-mail : CHIZAI@jetro.go.jp

以上